

---

平成 27 年度の協会員に対する監査結果について

---

日証協 平成 28 年 4 月 20 日

---

本協会では、平成 27 年度の協会員に対する監査結果を取りまとめました。  
協会員に対する監査結果は、以下のとおりです。

## 平成 27 年度の協会員に対する監査結果について

平成 28 年 4 月

日本証券業協会

### 1. 実施状況

協会員 124 先（会員 80 社、特別会員 44 機関）に対し監査を実施しました。このうち会員 1 社については、特別監査室による監査を実施しました。

### 2. 監査結果

協会員 124 先（会員 80 社、特別会員 44 機関）に対し監査結果を通知しました。このうち 34 先（会員 21 社、特別会員 13 機関）に対して、法令・諸規則違反等を指摘しました。指摘の内容を見ると、法令違反では、自己資本規制比率の算出誤り、顧客分別金の信託不足及び信用取引を行うことを明示しない取引（差金決済取引）、協会規則違反では、個人情報の管理不備が認められました。

なお、法令・諸規則違反等の指摘に、重大な違反や悪質なものは認められませんでした。

### 3. 主な指摘事項

#### 【会員】

- 自己資本規制比率の算出誤り（法令違反）
  - ・ 市場リスク相当額のうち株式リスク相当額についてのリスク・ウェイトの適用誤り及び外国為替リスク相当額の算出誤りが認められました。
  - ・ 基礎的リスク相当額の算出誤りが認められました。
  - ・ 取引先リスク相当額の算出誤りが認められました。
  
- 顧客分別金の信託不足（法令違反）

信用取引顧客から受け入れた代用有価証券について、再担保に供する場合には、その時価相当額は顧客分別金必要額の算定対象となります。ただし、「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 140 条第 1 項の規定に基づく特例要件を満たした場合は、その時価相当額について顧客分別金必要額から控除するものとされています。

当社は、当該特例要件を満たしていないにもかかわらず、顧客分別金必要額から控除していました。そのため顧客分別金の信託不足が生じていました。
  
- 信用取引を行うことを明示しない取引＜差金決済取引＞（法令違反）

同一日同一銘柄の日計り売買（現物取引）において、売付代金を買付代金に充当

し、買付代金の一部のみ受け入れていました。

○ 個人情報の管理に係る不備（規則違反）

個人情報の外部委託先との間で締結した「業務委託契約書」において、個人データの安全管理措置に関する規定を盛り込んでおらず、外部委託先に対して個人データの安全管理措置の遵守状況の確認を行っていませんでした。

【特別会員】

○ 証券事故の未届出（法令違反）

投資信託受益証券を取得させる場合、当該受益証券に係る目論見書をあらかじめ又は同時に交付しなければなりません（金融商品取引法第15条第2項）。

当機関は、目論見書を交付しないまま投資信託受益証券の買付注文を受注し、取得させていましたが、当局及び本協会に対して事故届出を行っていませんでした。

○ 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備（規則違反）

役職員による有価証券の売買を管理するに当たり、法令で禁止されている投機的利益の追求を目的とした売買を把握するための手続きを定めていませんでした。

4. 監査実施状況【平成27年4月から同28年3月までに着手したもの】

協会員124先（会員80社、特別会員44機関）に対し監査を実施しました。

(1) 会員に対する監査

実施状況	平成27年度	【参考】
		平成26年度
① 監査実施先数	80 社	84 社
うち取引所との合同検査	30 社	31 社
うち協会の単独監査	50 社	53 社
うち特別監査等	1 社	6 社
② 1先平均の監査日数 (1先当たりの監査日数)	6.7日 (3～14日)	7.2日 (3～14日)
③ 1先平均の監査人員 (1先当たりの監査人員)	4.3人 (2～12人)	4.0人 (3～12人)

- ・ 「特別監査等」にはフォローアップ監査を含みます。
- ・ ②及び③については、特別監査に係るものを除いて算出しました。

(2) 特別会員に対する監査

実施状況	平成27年度	【参考】
		平成26年度
① 監査実施先数	44 機関	48 機関
② 1先平均の監査日数 (1先当たりの監査日数)	4.9 日 (3～8日)	5.3 日 (3～10日)
③ 1先平均の監査人員 (1先当たりの監査人員)	3.3 人 (2～6人)	3.7 人 (2～7人)

5. 監査結果【平成27年4月から同28年3月までに結果通知を交付したもの】

協会員124先（会員80社、特別会員44機関）に対し監査結果を通知しました。

(1) 会員に対する結果通知

結果通知の内容	平成27年度	【参考】
		平成26年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	80 社 (21 社)	78 社 (23 社)
法令違反の指摘件数	8 件	15 件
① 自己資本規制比率の算出誤り	3 件	5 件
② 信用取引を行うことを明示しない取引（差金決済取引）	2 件	1 件
③ 顧客分別金の信託不足	1 件	2 件
④ 業務に関する帳簿書類の記載不備	1 件	1 件
⑤ 有価証券の「実売り」管理方法の確認不備	1 件	0 件

※ 平成26年度は、上記のほか、法令違反として、業務及び財産の状況に関する説明書の記載不備（2件）、空売り規制に係る管理態勢不備（1件）、取引時確認に係る不備（1件）、契約締結時交付書面の未交付（1件）、業務方法書等の未届出（1件）を指摘しました。

諸規則違反の指摘件数	6件	9件
① 個人情報の管理不備	3件	2件
② 注文管理体制に係る不備	1件	4件
③ 売買管理体制に係る不備	1件	0件
④ 外務員資格の効力停止期間中における外務員行為	1件	0件

※ 平成 26 年度は、上記のほか、諸規則違反として、反社情報照会システムへの未照会（1件）、勧誘開始基準に反した勧誘（1件）、グリーンシート銘柄審査態勢等に係る不備（1件）を指摘しました。

内部管理態勢の不備の指摘件数	26件	14件
① 債券販売時における管理態勢に係るもの	4件	0件
② システムリスク管理態勢に係るもの	3件	3件
③ 取引時確認等の管理態勢に係るもの	3件	2件
④ 高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの	3件	0件
⑤ 顧客管理態勢に係るもの	3件	0件
⑥ 情報セキュリティ管理に係るもの	2件	1件
⑦ 反社会的勢力との関係遮断に係るもの	2件	0件
⑧ 事業継続計画に係るもの	2件	0件
⑨ 売買管理体制に係るもの	1件	0件
⑩ 外務員資格の管理態勢に係るもの	1件	0件
⑪ 広告審査態勢に係るもの	1件	0件
⑫ 合理的根拠適合性の検証態勢に係るもの	1件	0件

※ 平成 26 年度は、上記のほか、内部管理態勢の不備として、法人関係情報の管理に係るもの（4件）、投資信託の勧誘時の説明に係るもの（1件）、注文管理体制に係るもの（1件）、内部管理態勢整備に係るもの（1件）投資信託の乗換え等に関する管理態勢に係るもの（1件）を指摘しました。

(2) 特別会員に対する結果通知

結果通知の内容	平成27年度	【参考】
		平成26年度
結果通知先数 (うち法令諸規則違反等を指摘した先)	44機関 (13機関)	47機関 (9機関)
法令違反の指摘件数	1件	1件
○ 証券事故の未届出	1件	0件

※ 平成26年度は、法令違反として、契約締結前交付書面の未交付（1件）を指摘しました。

諸規則違反の指摘件数	13件	7件
① 役職員による有価証券の売買等に係る管理不備	12件	5件
② 高齢顧客に対する勧誘販売態勢に係る不備	1件	0件

※ 平成26年度は、上記のほか、諸規則違反として、契約締結時交付書面の交付の方法に係る不備（1件）、広告審査に係る不備（1件）を指摘しました。

内部管理態勢の不備の指摘件数	3件	4件
① 高齢顧客に対する勧誘販売態勢の整備に係るもの	2件	0件
② 投資信託の勧誘時の留意事項に係るもの	1件	0件

※ 平成26年度は、内部管理態勢の不備として、高齢顧客取引に係るモニタリングに係るもの（1件）、顧客管理態勢に係るもの（1件）、顧客カード等の共有化に係るもの（1件）、なりすまし取引の疑われる口座に関する管理に係るもの（1件）を指摘しました。

以 上